

平成29年名古屋北署管内労働災害発生の概要

死傷災害1048人、うち死亡災害12人

名古屋北労働基準監督署

過去10年間における労働災害発生状況の推移

(休業4日以上、人)

計画期間 業種 発生年(平成)	第11次労働災害防止推進計画					第12次労働災害防止推進計画				
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
製造業	259 (1)	197 (1)	229	240 (2)	204	212 (1)	214 (1)	224	202 (1)	220 (3)
建設業	97 (5)	81	74 (2)	74 (1)	78 (2)	77	90 (3)	85 (3)	87	96 (4)
運輸交通業	144 (4)	138 (5)	158 (3)	156 (2)	146	189 (1)	165 (2)	171 (1)	154	152 (1)
貨物取扱業	33	22	22	30	30	27	27	29	29	23
商業	156 (1)	141 (2)	165 (1)	167	158 (1)	157	219 (3)	152	143	191 (1)
保健衛生業	34	23	43	42	48	53	56	59	81	53
接客娯楽業	72	77	69 (1)	69	49 (1)	85	84	61 (1)	83	73
清掃業	94 (1)	78	86 (1)	88 (1)	92	86	83 (1)	82 (1)	78	78 (1)
その他	175	146 (1)	163 (1)	134 (2)	150	133	116 (2)	142 (1)	146 (2)	162 (2)
合計	1064 (12)	903 (9)	1009 (9)	1000 (8)	955 (4)	1019 (2)	1054 (12)	1005 (7)	1003 (3)	1048 (12)

※()内の数字は死亡件数で内数

平成29年の名古屋北労働基準監督署管内における死亡、休業4日以上の労働災害による死傷者数は、1048人となり前年比は12人となり前年比45人増加しました。死亡災害の内訳は、死亡12人となり前年比9人増加、休業4日以上の災害は1036人となりました。年比33人の増加となりました。

平成29年の死亡災害は平成29年の死亡災害は業種別・事故型別でみると、建設業4人(はさまれ2人、飛来、倒壊各1人)、製造業3人(墜落、はされ、有害物接觸各1人)、警備業2人(交通事故)、その他の各1人(交通事故)、清掃業1人(人(墜落)となりました。平成29年の休業災害は(休業4日以上)となりました。

平成25年度を初年度とする5ヵ年の第12次労働災害防止推進計画においては、最終年度の平成29年において①死亡者数4人を下回ること、②死傷災害811人を下回ることが計画目標でありました。しかし、死亡、死傷災害ともに目標を大きく上回り、平成26年の死傷災害1054人のワースト1に近く似する残念な結果となりました。

ると、製造業では220人中56人（25%）が「はされ・巻き込まれ」で多くは一般動力機械や金属加工用機械、フォークリフト等で発生しています。

次いで「転倒」36人、「墜落・転落」24人、「切れ・こすれ」20人、「動作の反動・無理な動作」19人、「激突」15人、「飛来・落下」14人、「激突され」12人となっています。建設業では96人中28人（29%）が「墜落・転落」で、多くは脚立、はしご、足場からの墜落、転落で発生しました。次いで「はされ・巻き込まれ」15人、「激突」12人、「飛来・落下」10人となっています。

「激突」26人、「動作の反動・無理な動作」20人、「交通事故」15人、「はされ・巻き込まれ」9人となっています。商業で191人中67人（35%）が「転倒」で、多くは通路や階段での転倒です。次いで26人が「交通事故」となっています。保健衛生業では53人中20人（38%）が「転倒」で、その多くが通路面での転倒です。次いで12人が「動作の反動・無理な動作」となっています。

接客娯楽業では73人中27人（37%）が「転倒」で、これも多くの通路面での転倒です。次いで10人が「切れ・こすれ」となっています。

早期に3人を下回りさらなる減少を目指す、②死傷災害は平成29年の1048人に比べ10%以上減少させ、930人を目指すとしたところです。現在、当署においては、全ての業種において労働災害防止推進運動を積極的に展開するため、名古屋北労働災害防止推進運動協議会をはじめ当署管内の14の事業主団体のご賛同のもと、昨年に名古屋北労働災害防止推進運動協議会を立ち上げたところであり、今後に於いても同協議会の活動を通じて会員各社の力を地域の安全水準を高め、13次防の目標達成に向け取り組むこととしております。各事業場における取り組みとともに、労使一体となり組むこととしておられます。各事業場における取り組みとともに、労使一体となつて「論理的な安全管理」の考え方、手法を取り入れつつ、労働災害の未然防止に取り組んでいます。

このようないくつかの結果を踏まえ、本年度より新たに第13次労働災害防止推進計画がスタートします。当署の目標設定については、①死亡災害は去る6月11日、愛知労働局は日本特殊陶業市民会館（ビルジホール）において「平成30年度労働保険年度更新説明会」を開催し、愛知県内の事業場より事業主や担当者など約600名が参加しました。

当日は、はじめて愛知労働局労働保険適用・事務組合課 森本課長補佐があいさつ（写真）。その後各担当者より「労働保険料申告書の作成について（一般）」、「雇用保険」、「労働保険料申告書の作成について（建物）」、「雇用保険」、「労働保険料申告書の作成について（建設）」説明が行われました。

平成30年度 労働保険年度更新説明会

— 愛知労働局が開催

